

令和7年度 事業計画書

社会福祉法人 明成会

目 次

事業方針	01
法人共通委員会・研修会	03
障害者支援施設オイコニア	06
グループホーム笑和	16
相談支援事業所わらわ	19
デイサービスセンター緑林荘	21
デイサービスセンターさくら貝	25
居宅介護支援事業所りょくりん	27
配食サービス事業	28
地域における公益的な取組	29

令和 7 年度

事業方針

団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となる「2025 年問題」といわれる中、四万十町でも地域の中で介護予防に関する取組みが積極的に行われてきました。しかし、家族で支える介護力は環境の変化とともに低下の一途をたどり、要介護の高齢者が在宅で生活する期間が短く変化しているように感じています。そのため、施設介護に頼る傾向が多くなり、デイサービスや配食サービスなど在宅サービスへの影響が大きく、これからの法人経営の方法性について検討していくことが喫緊の課題となってきました。今年度は、デイサービスセンターの「指定管理者基本協定」の更新時期でもあり、次期の管理委託内容について四万十町と協議を進めて参ります。また、四万十町内において居宅介護支援事業所の減少もあり、居宅介護支援事業所りょくりんの職員体制を 3 名に増員した運営を検討しつつ介護支援専門員、各関係機関と連携を図りながら、重度化予防のため軽度の方や男性にも早期からデイサービスセンターを利用し始めることができるよう在宅生活の支援体制の充実に努めていきます。

令和 5 年 10 月から制度改正について検討を進めてきました「人材マネジメント制度」について 4 月から施行します。人事評価制度、等級制度、給与制度の改正により、人事評価制度を全職員に分かりやすく制度のスリム化を図ることができました。特に業務管理シート（Do-CAP シート）を導入し、業務内容や成果、課題、自己評価などについて一次評価者と話し合い、フィードバック面接等に活用していきます。また、給与制度では評価制度にともなう昇給と基準昇給額の管理に事業実績や世間水準が広く反映できる仕組みに変更するとともに中途採用者が増える中、現実に即した給与制度になっています。

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改正により障害者支援施設とグループホームにおいて、地域と施設等が連携することにより、利用者と地域との関係づくりや地域の方への理解の促進、サービスの透明性・質の確保等を目的として地域連携推進会議の開催が義務付けられました。そのため、それぞれの施設に地域連携推進員を選任し会議の定期的な開催をすることで地域に開かれた施設づくりに取り組みます。また、オイコニアにおいては地域移行等移行確認担当者を選任することになりました。指針に基づき、地域移行等移行確認等を実施し、アセスメントの際にご利用者の移行確認等を行っていきます。

4 月からは人事・労務管理の業務の効率化を図るため、社会保険労務士と顧問契約を締結します。主な内容として、社会保険や労働保険の手続き代行、就業規則に関する変更など労働・社会保険諸法令に基づく書類作成と提出、管理を専門家に委託します。

今年の定時評議員会の終結をもって評議員、役員、評議員選任・解任委員の任期満了にともなう改選となります。評議員の増員など新たな委員の選任など検討することとします。

今年度も明成会中長期計画「2024 年度～」に基づき経営理念のもと経営方針に沿って事業計画を作成することとしました。引き続き重点項目として以下の項目をあげています。

1) 生産性の向上に向けた D X 化 (デジタル・トランスフォーメーション)

介護ロボットの導入や I C T 機器を更に活用した業務負担の軽減・効率化を目指し、生産性向上のための業務改善に向け、委員会を中心に現場の課題の見える化に努めます。

オイコニアではナースコールの更新時期にともない、職員間の連絡調整用インカムとナースコール、見守りシステム、介護記録ソフトの連携によりスマートフォン1台で対応できるよう関係業者と導入に向けた検討を行うとともに、費用についても補助金の活用を検討していきます。

2) 職員研修の充実

職員一人ひとりの研修受講履歴を管理し、計画的な外部研修の受講、専門職の資格取得支援、SDS研修など積極的に職務能力の開発と人材育成に取り組みます。更にはオイコニア建替プロジェクト会と一体的に外部研修・他施設の見学を行い先進的な福祉サービスについて検討しご利用者の幸せと喜びに寄り添う事業の進展に努めます。

3) 処遇全般の向上

介護人材確保・職場環境改善等事業の補助金を活用するとともに給与規程の改正による処遇改善を行います。また、年次有休休暇取得率平均80%以上を目標とし、定期的な取得状況を確認、上司等から積極的な声掛けを行っていきます。さらに仕事着について制服を全職員に支給し働きやすい職場環境を目指します。

以上を令和7年度事業方針とします。

法人共通委員会等

1) 運営会

(毎月開催)

各事業所から役職員が集まり事業運営の情報交換や様々な課題について検討するとともに今後の経営方針について周知、事業予算と実績数値などについて意見交換を行う。

2) オイコニア建替プロジェクト会

(開催月：必要に応じて開催)

令和14年度末の施設建替えに向け、先進的な施設見学や将来的な施設の概要を検討するため、継続的に取り組む。

3) 人材マネジメント制度検討委員会

(開催月：必要に応じて開催)

人材マネジメント制度の改正後、適正かつ効果的な人事評価制度となるよう、引き続き外部講師による検討委員会を必要に応じて行い、運用のフォローアップを行う。また、リーダー層の研修の一つとして捉え、マネジメント力の向上にも取り組む。

4) 法人広報委員会

(開催月：随時開催)

法人の様々な事業活動や提供するサービス内容、公益的な取組みなど積極的なPRに努めるため、SNSとパンフレット等を作成し積極的に情報提供を行う。また、人材の確保につなげるための採用・広報活動に取り組む。

5) 健康づくり委員会

(開催月：必要に応じて開催)

職員の健康のための運動習慣を普及させるため、運動の正しい知識持つとともに万歩計の活用やウォーキング活動など健康づくりに積極的に取り組む。

6) 感染症対策委員会

(開催月：4月、7月、10月、1月)

施設内の具体的な感染症対策の計画を立て、マニュアル等を作成・見直しを行うなど感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を定期的に検討する。

7) 権利擁護・身体拘束廃止・虐待防止委員会

(開催月：5月、8月、11月、2月)

身体拘束の事案についての検討や差別・虐待等の防止にむけた支援マニュアルの見直し、実践的な研修や会議の実施、職員の虐待防止への意識を高めるためのチェックリストを実施し、ご利用者の権利侵害の防止と早期発見に努めるための対策を定期的に検討する。

8) 危機管理・防災対策委員会

(開催月：6月、9月、12月、3月)

南海地震等の自然災害発生時や感染症発生時においても最低限の障害福祉サービスが提供できるように定期的に事業継続計画（BCP）を見直し、職員の防災・危機管理能力向上のための教育、訓練を実施するため定期的に検討する。

9) 生産性向上業務改善委員会

(開催月：8月、2月)

業務負担の軽減・効率化を目指し、生産性向上のための業務改善に向けた現場の課題の見える化（課題の抽出や課題の構造化等）について定期的に検討し、業務改善に取り組む。

10) 地域サポート隊推進委員会

(開催月：3月)

地域における公益的な取組みを推進するため、地域住民等から直接聴いた地域ニーズをもとに活動計画を作成し、地域活動に取り組む。

法人共通研修

明成会の職員として、法人、施設の方針にもとづき、福祉専門職として使命感をもって各自の役割を的確に遂行できるように組織全体でサービスの質の向上と定着につながる育成的な職場環境づくりを目指す。

法人研修として、各事業所が一年間取り組んだ事例や研究を発表することにより、事業所間の情報の共有、交流を図りながら、専門性の高いサービス・チーム力の向上を目指す。また、今年度も地域住民参加型の魅力ある研修会を企画することで地域福祉の拠点づくりの一つとして、積極的な情報発信に努めていく。

さらに、外部研修に積極的に参加し、専門的知識の習得・他施設職員との情報交換を行い、明成会の目指すサービスへ繋がるよう学習を行っていく。

1) 集合研修

研修内容	対象者 (実施月)	目的
新任職員研修	採用職員 (4月)	明成会の経営理念、法人概要を理解し、福祉施設職員としての必要な基礎的知識・技術・技能を習得する。
人事評価者研修	人事評価者 (8月、2月)	人事評価制度運用の実務について定期的な学習を行う。

事業所間交換研修	対象者 (5月～)	緑林荘とオイコニア間で交換研修を行うことで法人内の事業所間連携、協働により人間関係の構築等相乗効果を目指す。
身体拘束・虐待防止研修	全職員 (7月)	利用者の人権擁護、虐待防止、身体拘束等の適正化を図るための福祉専門職としての知識とスキルを身につける。
ハラスメント研修	全職員 (9月)	年齢・男女・セクシャルマイノリティなどの差別やハラスメントを防止するための研修を実施し倫理教育を行う。
専門研修	全職員 (11月)	スキルアップ研修として外部講師による専門的な研修を行う。
法人研究発表会	全職員 (3月)	法人内の研究や積極的な取り組み内容について、互いに発表し合うことで内発的モチベーション向上を目指す。

2) 職場研修

所属する事業所単位でOJTマニュアルに基づき実施する

3) 外部研修

経営協、身障協、老施協などその他の団体が企画する研修へ派遣する

4) 資格取得支援

介護福祉士等の国家資格の取得を目指す職員に対する研修受講の支援や、より専門性の高い支援技術の取得の受講を支援する。(喀痰吸引研修、サービス管理責任者研修、相談支援従事者初任者研修、各種更新研修など)

5) 自己啓発支援

職員が自発活動として自らの専門知識の習得・能力開発を目的に休暇を利用し、外部研修会に参加する場合、研修参加費等を援助することにより、職員の経済的負担を軽減する。

[障害者総合支援法による障害福祉サービス事業]

障害者支援施設 オイコニア

ご利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重しながら、その人らしい自立した生活を営むことができるように、良質かつ安心、安全でご利用者主体のサービス提供に心がける。また、日々の暮らしをより潤いのある生活へとつなげていくためにもご利用者の意見や、意向に寄り添いながら、内面的充実感を得ることのできる生活の場を提供する。

日中活動事業である生活介護サービスについては、ライフサポート委員会において安全で快適な生活の実現にむけて「5 S 活動」を推進した取り組みを実施していく。5 S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）を通じて仕事のバラツキをなくし品質と生産性を高めることにより、サービスの質の向上を目指すとともに、職場内の抱える課題の解決、改善に取り組み仕事の質を高めることを通じてチーム力向上も目指していく。また、ICT機器のさらなる活用を進めるとともに新たな機器の情報収集や導入の検討を行い、支援の安全性と効率化及び職員の身体的・精神的な業務負担の軽減となるノーリフティングケアのさらなる向上にむけて取り組む。日中活動については、ご利用者の生活がマンネリ化しないように楽しめる活動の提供に努めるとともに個々に合わせた活動を計画的に行うことにより残存機能維持と向上にもつなげていく。

居住支援事業の施設入所支援サービスについては、ご利用者のプライバシー尊重に努めつつ、より快適で自立した生活ができるように取り組む。

個別支援計画についてはサービス管理責任者を中心に、生活支援員や作業療法士などの専門職が連携をしながらご利用者の日常生活や社会生活等において障害者の意思が適切に反映された生活が送れるよう、ご利用者の意思決定を尊重した支援へとつなげる。

職員においては各等級ごとに外部研修に参加できるように年間計画を立て、研修と通じて外部からの情報や刺激を受けることにより知識と技術の向上、また職員の仕事に対するモチベーションアップにつなげていく。また、オイコニアで提供しているサービス内容を振り返りながら、さらなる質の高いサービス提供を目指し研鑽を重ねていく。

1 日常生活支援

ご利用者個々のニーズに応じた適切な福祉サービスの提供ができるよう、環境の整備、及び情報提供等を行う。ご利用者個々のできる力の引出しと、生活の質の向上を図り、よりその人らしい自立した生活の場の確保を行い、目的達成に向けての支援をする。

① 相談・支援活動

ご利用者との信頼関係を築き、ご利用者の心身の状況、その置かれている環境などの把握に努め、ご利用者やご家族に対しその相談に応じ、必要な助言その他の支援を行う。また、ご利用者や他の職員、関係者から情報を収集し、ご利用者と問題の原因・性質を多角的に検討し、ご利用者の要望を聞きながら問題解決に努める。

② 個別生活支援計画

ご利用者の状況やニーズに応じた適切なサービス提供をするための支援計画を作成・実施していく。そのために必要となるアセスメントは確実にいき、生活していくうえで解決すべきニーズを明らかにしていくよう努める。さらに作成・実施された支援計画をモニタリングのもと修正を行い、ご利用者一人ひとりが、その人らしく過ごすことができる支援計画の作成に心がけていく。

また、3ヶ月に1回の定期的な個別生活支援計画の策定、見直しを行い、その際に開催されるケアカンファレンスには、サービス管理責任者・看護師・管理栄養士・作業療法士・生活支援員が必ず参加し、ご利用者自身の参加を積極的に促すことで、援助方針について討議を行い、ズレが生じないように努める。身体レベル等の低下により特別な支援を望むご利用者には、ご家族にも参加を促し、ご利用者の希望する生活が実現できるよう支援する。

③ ライフサポート委員会

ご利用者がより安心・安全で快適な生活が送れるようにライフサポート委員会が定期的な会議の開催を行い、継続性のある内容の濃い活動へと繋げていく。また、各委員会がそれぞれ活動していくのではなく、各リーダーが密に情報交換を行い、委員会同士の連携を図る。さらに、専門的な知識と技術を高めるとともに、他職種間の連携を強化しながら、ご利用者個々のニーズに沿った日常生活の充実が図れるよう努める。

④ 懇談会

ご利用者がより安心し快適な生活ができるよう、利用者自治会役員懇談会、利用者懇談会等を定期的開催し、意見や要望を聞く機会を設け、ご利用者からの要望が反映できる取り組みを行う。

⑤ 苦情解決

苦情窓口と解決のための第三者機関を明確化し、ご利用者の苦情に対し誠実に速やかに対処するよう努める。第三者委員へ状態や状況を報告後、訪問を実施してもらい、ご利用者本位のサービス提供ができる体制の確保を行う。

2 健康機能の維持、体調管理

ご利用者の加齢に伴い、身体機能及びADLの低下がみられるようになり、その為基礎疾患の重篤化、合併症の併発、褥瘡の発症リスクも高い状態が継続している。特に肺炎リスクの高いご利用者や精神障害のご利用者も多く環境条件の影響やストレスなどにより、病態の重篤化へと移行することが考えられる。異変の早期発見、早期治療を行う事で重症化を防ぐとともに、ご利用者一人ひとりの疾患の他に、現時点での病症を把握し、職員に状態把握と理解を求め体調管理を行い、健康に過ごして頂けるよう支援していく。

また、季節問わず感染症が流行する傾向にあり、感染対策に努める。

① 健康診断と健康保持増進

嘱託医にて週一回（毎週火曜日）診察と健康指導

定期的歯科検診 医師及び歯科衛生士による検診指導

ご利用者健康診断・胸部レントゲン（4月／年1回）

- ・採血 検尿（4月、10月／年2回）
- ・他各種検診（婦人科、胃カメラなど）
- ・体重測定・・・毎月1回
- ・血圧測定・・・週1回以上
- ・インフルエンザ予防注射（11月）
- ・高齢者肺炎球菌ワクチン

職員健康診断

- ・全職員・・・1回／年
- ・夜勤者・・・2回／年
- ・インフルエンザ予防注射（11月）

② 感染予防対策

- ・手洗い、うがい、消毒、マスク、毎日の体温測定の励行を周知徹底する。
- ・インフルエンザ、ノロウイルスの発生しやすい11月から2月は特に他職種と協力し最大限予防と感染を最小限に食い止められるように衛生管理強化を図る。

③ 疾病発症時は嘱託医との連携の下、該当診療科受診と適切な処置を行う。

④ 生活介護・短期入所サービス利用者も含め、ご利用者の健康状態、基礎疾患を見据え支援して行く。

⑤ 褥瘡予防対策

- ・他職種と連携し、発症や悪化させないように努める。

⑥ 専門職としての自覚を持ち、適切な医療、看護を行う。

- ・資質向上のための研修会や勉強会に参加する。
- ・各マニュアルの見直しを行う。

3 食生活支援について

ご利用者のニーズを反映した喜ばれる献立作り、季節感のある家庭的な食事環境作りを行い豊かで楽しい食生活が提供できるようカフェテリア選択食の充実に努める。また、ご利用者の生活機能の維持改善とQOLの向上、自立を支援するために大きな役割として適切な栄養管理、総合的な観点からの栄養ケア・マネジメントを実施しご利用者が健康に生活していけるよう支援していく。ご利用者に自身の健康についての理解と生活改善にむけた助言を行い、ともに考え健康な身体づくりへの取り組みを実施していく。

近年、食材全般物価高騰が年間を通して継続しており収束する見込みもない。予算管理においては大変厳しい状況であるが、献立や食材の見直し等を実施し出来るだけ質を落とさずご利用者に喜ばれる食事提供を行っていく。

① カフェテリア方式による選択食の実施

朝食：和 or 洋選択

昼・夕食：複数メニューより選択

② 行事食

新年会・忘年会・お花見弁当・レストランなど季節に応じた行事の実施

③ 健康維持増進

栄養ケア・マネジメントに基づいた個別栄養管理を行い低栄養・過栄養の予防や疾病の治癒・悪化防止など健康維持増進に努める。また、障害や加齢による嚥下困難者など個々の身体状況に応じた安全かつ安心な嚥下食の提供を行う。

④ 嗜好調査（年一回）

日常の食事や行事食、食事環境に対する意見や要望をアンケートで実施する。調査結果で出てきたニーズには出来るだけ早く対応し食事に対する満足度に応える。また、課題については他職種と協働し迅速に対応をとる。

⑤ 食生活検討会（月一回）

ご利用者がより健康に暮らせるよう助言や情報の提供を行う。また、必要に応じ個々の栄養相談も合わせて実施する。

⑥ 衛生管理・厨房設備機器の管理

- ・ 食中毒対策の徹底

電解水利用による衛生管理（強酸性電解水による殺菌）

調理器具の衛生管理

新鮮な食品の選択、検品

感染症流行時期の衛生管理強化（ノロウイルス対策・検便）

- ・ 業務委託先へ徹底した衛生管理・健康管理指導の要請
- ・ 設備機器の点検

4 リハビリについて

ご利用者一人ひとりの性格や疾患の特性、ご利用者とご家族の要望を把握したうえで、身体機能や精神機能、認知機能、日常生活状況などの評価を行い、評価に基づきニーズを導き出す。その時、その場のニーズに応じて計画を立案し、個々の思いや生活に密接したリハビリを提供する。リハビリ内容は身体機能面のみに目を向けるのではなく、各個人にとって価値のある活動を展開し、各疾患の特性に応じた幅広い活動を提供する。精神障害、発達障害、高次脳機能障害を伴うご利用者に対しより効果的なリハビリを提供するため、これまでの個別のプログラムに加え集団プログラムを作成し、日中活動の一環として実施していく。他職種とも連携し、施設全体における生活支援を行う。そして、ご利用者自身が施設内から地域へより広く関心を持ち、社会参加へ繋がるよう支援を行っていく。

① 潜在能力の維持と改善、廃用症候群の予防

生活動作を維持するため、関節可動域訓練や筋力トレーニングなどの機能訓練を行う。受動的なリハビリではなく、個々の生活に合わせた計画をご利用者と一緒に考え、実行し、評価をしていく。自主的なトレーニングを積極的に取り入れ、必要に応じて個別に機能訓練を実施する。

② 生活行為を向上するためのマネジメント

ご利用者の思いや他職種からの情報、作業療法評価から生活の中での介入点をみつけ、ご利用者の状態に合わせた動作練習や介助方法の工夫、福祉用具等を適合することで、生活動作の維持・改善、自立度の向上を目指す。介入後には再評価を行い、継続して実行できる環境をつくる。

③ 社会生活意欲の向上

成功、失敗ともに実際の体験を経て、自身で考えながら経験を積み重ねられるような支援を行う。そして、個人のニーズに沿った地域移行や社会参加を目指す。

④ 意欲、活動性の向上

ご利用者の性格や身体状況を把握し、個人に寄り添った支援ができるよう心理的側面も考慮する。受動的な機能訓練だけでなく、能動的に取り組める作業活動を提供するため、活動内容を発信し、客観的な評価を得る等の工夫を行う。日中活動や生活場面へとつながるような活動を意識し、より意欲を引き出せるような支援を目標とする。

⑤ 車椅子評価用紙の作成・適合

ご利用者の身体状況と生活状況、車椅子の使用状態を評価し、身体に合った車椅子を業者と相談し申請を行う。また、完成した車椅子を身体・生活場面に適合するよう支援を行う。

⑥ 自助具等福祉用具の提案作成

日常生活動作や余暇活動がより楽に行えるようになり、生活範囲や趣味が広がるよう支援していく。

※ 訓練室に限定せず生活全般を考慮したリハビリを実施する。特に訴えのないご利用者に対しても十分に目を向けたリハビリの提供に心掛ける。

5 施設内外行事計画

行事を実施することにより、参加への自発性、社会性の養成、個性の伸長を促すとともに、ご利用者・職員・ご家族相互の親睦を図り、心身ともにより豊かな人生の実現を目指すことを支援する。また、ご利用者の要望や反省点を踏まえた行事の提供ができるように、実施担当者やご利用者を交え話し合いを行うなどし、より充実した内容となるように連携を図っていく。

<主な年間行事計画>

5月	レストラン
7月	オイコニア交流会 7/13（日）の昼間に開催。ご家族と地域（仁井田地区）の方々に参加を促す。
11月	レストラン
12月	クリスマス・年忘れ会 夕食にあわせて実施
1月	新年会 昼食にあわせて実施
2月	レストラン
3月	花見 3/28（土）昼間に開催。ご家族に参加を促す。

※随時、お菓子の日やドライブ、ショッピングを実施する。

6 防災対策

自然災害時における対策を講じ、安心・安全に生活ができる環境づくりを行うため、災害時に必要な食料品や日用品、衛生用品等を整備するとともに定期的な管理を行い、災害発生時にご利用者が安心して生活できるよう備える。さらに、防災計画に基づいて、火災、地震、風水害、土砂災害を想定した訓練を実施する。

<防災訓練年間計画>

5月	風水害・土砂災害想定	11月	昼間火災想定
6月	昼間地震想定	1月	夜間地震想定
9月	昼間地震火災想定	3月	夜間地震火災想定

<BCP 訓練年間計画>

内 容	主な目的	回数
参集訓練	参集ルートを検証・職員の意識づけ	年1回
安否確認訓練	安否確認システムの操作方法の確認・職員の意識づけ	年2回
座学研修	南海トラフ地震や風水害など、災害に関する基礎知識養う	年1回
実践的な訓練	事業継続計画に基づき、実践的な訓練を行う	年1回

地域と連携した災害対策（福祉避難所運営訓練計画）

四万十町との「災害発生時における福祉避難所の設置運営における協定書」に基づき、

災害発生時、災害避難スペースオイコニアにおいて在宅の障害者及び障害児が安心して日常生活が営めるよう仁井田地区自主防災組織と連携しながら福祉避難所開設運営訓練を通じて福祉避難所の役割と理解を深めていく。

7 委員会活動

	名 称	目 的
ラ イ フ サ ポ ー ト 委 員 会	日中活動委員会 開催月： 4月、8月、12月	ご利用者の想いや意見に寄り添いながら、ご利用者、職員ともに自分の持ち味や特技を活かし、作業療法士とも連携を図りながら日常生活がより豊かで、楽しみな時間となるよう活動を提供していく。また、整理整頓に努め、準備・片付け等で要していた時間を短縮できるよう検討し、より楽しみな時間を長く提供できるように努める。 ・余暇活動の企画 ・アンケート調査の実施・集計
	生活向上委員会 開催月： 5月、9月、1月	ご利用者が安心して安全な生活を維持するために、食事や入浴、排泄、ノーリフティングケアなど質の高い支援の提供に努める。また、生活全般の課題を改善に取り組み、居室等の生活環境についても清潔の保持に努める。 ・業務全般の課題に対する検討 ・介護技術の維持向上
	日常業務改善委員会 開催月： 6月、10月、2月	生産性向上のため業務内での無駄な時間を省き、ご利用者への支援が安定して提供できる環境をつくる。また、導入した ICT 機器の検証・評価しマニュアルを作成することで更なる業務の効率化に努める。 ・ICT 機器のマニュアル作成 ・新たな ICT 機器の検討、検証
	安全対策委員会 開催月： 7月、11月、3月	ご利用者の安全確保に対する職員の意識を高めるとともに、職員個々の技術の向上を図る。また、定期的にヒヤリ・ハットや事故報告書状況を集計・分析を行い再発防止に向けた取り組みを実施する。また、職員の腰痛予防対策として、腰痛調査を定期的に行い、ノーリフトに沿った設備を検討するなど労働環境の改善に努める。 ・ヒヤリ・ハットと事故報告書の集計・分析 ・腰痛調査 ・ノーリフトの検討

8 事業所研修

研修内容	目 的
経営理念・経営方針についての研修	明成会の経営理念と経営方針の理解と浸透を図るために、ディスカッションを行う。
介護技術研修	福祉用具の使い方や体位変換の基本について理解を深める。
B C P 訓練 (災害・感染)	事業継続計画 (B C P) に基づき、実践的訓練を行う。
リフレッシュ研修	レクリエーション等を通じて職員間の交流を深めるとともに、職員個々の気分転換を図る。
感染症	ノロウイルスやインフルエンザなどの感染症の対応、集団感染防止にむけた意識づけを図る。
虐待防止・身体拘束	障害者の人権や虐待について理解を深め、虐待や身体拘束の予防につなげるとともに、ご利用者個々の自立への取り組みについて考える。
夜間緊急対応	夜間の緊急対応の実践を行い、マニュアルの徹底と見直しを行う。
福祉避難所運営訓練	福祉避難所開設・運営マニュアルに基づく福祉避難所の設置運営訓練を行う。

[在宅サービス]

生活介護・短期入所事業計画

今年度も在宅で生活をされている障害者の方に施設利用を通して、ご利用者が可能な限り在宅での生活が継続できるよう障害福祉サービスを提供する。

短期入所サービスについては、今年度も関係機関とご利用者に関する連絡調整を綿密に行い効率的な利用計画を実施し利用者獲得につなげたい。

通所事業については、ここ数年新規利用の開拓が停滞している状態である。短期入所利用と重複しているご利用者もあり、稼働率増加は厳しい状況である。今後も相談支援専門員や関係機関に情報収集を行いながら、新規利用開拓に努力していきたい。

1 基本方針

〈生活介護〉

在宅で生活をされている障害者の方を対象に、必要な身体介助、生活等に関する相談や助言、創作活動の機会の提供、ご利用者個々が有する能力に応じ、その人らしい自立した生活を営むことができるよう生活機能の維持、向上のための訓練の場等を提供する。

〈短期入所〉

在宅で生活をされている障害者の方の介護を行う者の疾病や介護疲れ、リフレッシュなどの目的で短期入所サービスを利用していただき、介護家族の負担軽減やレスパイトサービスの役割を担うとともに、ご利用者に必要な身体介助や創作活動等、生活介護サービスを提供する。

2 基本事業

① 食事サービス

ご利用者個々の食事形態や嗜好に合わせた食事の提供を行うと同時に、献立作成、盛り付けなどを工夫し、喜ばれる食事を提供する。また、ご利用者の体調に応じ食事の形態や内容に対応できるよう、管理栄養士、調理師と共に努める。また、個々の能力に合わせた介助等が出来るような体制を確保し、楽しく安心した食事を提供する。

② 入浴サービス

ご利用者の健康状態を把握し、事故のないよう細心の注意を払いながら、個々の能力や身体状況に応じた介助を行い、ゆっくりと心地よく入浴していただけるよう努める。

③ 相談及び援助

常にご利用者の心身の状況、その置かれている環境などの的確な把握に努め、ご利用者やご家族に対応し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

④ 送迎サービス

送迎時は、事故のないよう安全に配慮し、常にご利用者の状態を観察しながらの運転に努め、送迎時の車内がご利用者にとって良き交わりの場となるよう心がける。

⑤ 日常生活援助

ご利用者の個々の状態を正確に把握し、個々に応じた援助を行い、人権の擁護とプライバシーの保護に努め、質の高い介護サービスを提供する。また、個々の身体機能やニーズに応じたプログラムを作成し、個別に支援ができる体制の確保を行う。

⑥ 健康管理

ご利用者の健康状態の把握に努め、在宅生活での健康相談を行う。また、不安感を持っているご利用者の健康相談に応じることで、その不安の緩和を図る。

⑦ 機能回復訓練

ご利用者個々のADL向上に努め、身体面・精神面においても充実した生活を送れるよう支援するとともに、ご利用者及びご家族の要望を把握した、より生活に密接した訓練を提供する。

⑧ 余暇・創作活動

ご利用者個々の身体機能やニーズに応じた日中活動の場を提供し、より満足度の向上に向けた支援を行う。また、各サークル等については、充実した内容のあるものを提供することでより豊かで生きがいを感じられるような支援に努める。

3 苦情解決

苦情窓口と解決のための第三者機関を明確化し、ご利用者の苦情に対し誠実に速やかに処理するよう努める。また、第三者委員の方との連絡を密に行いながら、ご利用者本位のサービス提供ができる体制の確保を図る。

4 地域との連携

地域に開かれた事業として、地域の住民やボランティア団体等との連携・協力をしながら地域交流に努める。

ご利用者が地域において共同して自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、主として夜間において、ご利用者の身体状況及び精神状況並びに環境等に応じて、相談、入浴、排泄又は食事等の介護、その他の日常生活上の必要な援助を適切かつ効果的に行うとともに、ご利用者個々の意向を踏まえたうえで、地域社会において安心して生活が送れるようそれぞれの特性や心身の状態に配慮した支援サービスの提供に努める。また、意思決定や合理的配慮に留意し、ご利用者の権利擁護や虐待防止にむけ、職員会や外部研修等において周知徹底を行い、ご利用者に対する支援の質の向上を図る。

住環境については、快適な環境を維持するため、各居室やトイレ等の戸を開閉する際に異常音が聞こえている状況であるため、事業所内のすべての戸を点検してもらい経年劣化による修繕に対しては迅速に対応し、ご利用者が生活するうえで支障が生じないようにする。

1 基本事業

① 日常生活の支援

食事、入浴、排泄等の介護及び調理、買い物支援、身の整理整頓への助言や支援並びに日常生活面における相談、助言、支援を行う。

② 社会生活の支援

福祉サービス等に係る申請支援、経済面での支援、家族への必要な情報提供、緊急時の報告など家族との連携を行う。

③ 医療的支援

健康管理、衛生面への助言や支援、必要時は医療機関への受診同行、各関係医療機関との連携を行う。

④ 日中活動支援

日中活動事業所や就労先との連絡調整を行う。

⑤ 社会参加の支援

地域行事等へ参加し、地域との交流が図れるように支援する。

⑥ 個別支援計画の作成

アセスメントの実施、モニタリングによる修正、定期的なカンファレンスを開催し、ご利用者の状況やニーズに応じた支援を行う。

2 職員研修

① 定期的な職員会の実施

② 外部研修会や内部研修会への積極的な参加

3 年間行事

4月	クッキング、誕生日会、創作活動（テーマ：母の日）
5月	クッキング、誕生日会、創作活動（テーマ：父の日）
6月	クッキング、創作活動（テーマ：海開き）
7月	クッキング、ショッピング、創作活動（テーマ：キャンプ）
8月	クッキング、創作活動（テーマ：敬老の日）
9月	クッキング、外食、創作活動（テーマ：紅葉狩り）
10月	クッキング、誕生日会、創作活動（テーマ：コスモス）
11月	クッキング、誕生日会、ショッピング、創作活動（テーマ：クリスマス）
12月	クッキング、クリスマス会、創作活動（テーマ：お正月）
1月	クッキング、初詣、創作活動（テーマ：バレンタイン）
2月	クッキング、誕生日会、創作活動（テーマ：ひな祭り）
3月	クッキング、誕生日会、創作活動（テーマ：さくら）

※その他、地域の行事（台地まつりやふくふくまつり等）への参加

4 防災訓練

防災訓練年間計画に基づいて、火災、地震、風水害、土砂災害を想定した訓練を実施する。

4月	昼間火災想定	10月	昼間火災想定
5月	昼間地震想定	11月	昼間地震想定
6月	夜間風水害土砂災害想定	12月	夜間風水害土砂災害想定
7月	夜間火災想定	1月	夜間火災想定
8月	夜間地震想定	2月	昼間風水害土砂災害想定
9月	昼間風水害土砂災害想定	3月	夜間地震想定

5 各委員会

権利擁護・身体拘束廃止・虐待防止委員会、感染症対策委員会、危機管理・防災対策委員会、生産性向上業務改善委員会については法人単位で実施する。

6 事業所研修（グループホーム笑和・相談支援事業所わらわ）

研修内容	実施月	目的
災害時研修	毎月	火災、地震、風水害土砂災害を想定した訓練を実施し、災害時にご利用者を安全に避難できるよう職員間の連携と強化を図る。
身体拘束	5月	ご利用者の権利を害することがないように障害者虐待防止法等について学び理解を深める。
経営理念について	6月	明成会の理念等について理解と浸透を図る。
リスクマネジメント	8月	リスクマネジメントについて知識を身に付け、事故を回避するための支援を養い事故防止につなげる。

感染症	11月	ノロウイルスやインフルエンザなどの感染症の対応、集団感染防止にむけた意識づけを図る。
虐待防止	12月	虐待について理解を深め、虐待防止につなげる。
権利擁護	1月	ご利用者の権利擁護にむけてプライバシーの保護や個人情報保護等に理解を深める
B C P 訓練 (災害・感染)	3月	事業継続計画（B C P）に基づき、実践的訓練を行う。

相談支援事業所 わらわ

各支給決定機関と連携しながら、主に町内で在宅生活をされている方の計画作成に取り組むとともに、ご利用者が日頃困っていることについての相談ごとに対しても各支援機関との連絡を密にしながらか必要な情報を提供し、各々のご利用者が住み慣れた地域でその人らしい生活ができるようきめ細やかで公正中立な支援を行う。また、災害時避難行動要支援者登録をされている方の避難行動について、より具体的な行動や支援が分かるように町内の相談支援事業所などと情報共有しながら検討していきたい。

意思決定支援の推進が求められている昨今、よりご利用者の思いに寄り添い、選択できる工夫を意識し、本人の選択した生活のコーディネートができるように、周りの支援者とも協力しながら支援を行っていく。

1 指定特定相談支援（計画）

① 基本方針

障害者が自立した生活が送れるよう、生活していくうえでのニーズの解決に向けて、各関係機関や多職種間と連携を図りながら、個々の提供されるサービスを包括的に調整し、きめ細かく支援する。

② 基本事業

- ・ サービス利用支援
- ・ 継続サービス利用支援

2 指定一般相談支援（地域移行・定着）

① 基本方針

施設や病院に長期入院等していた障害者が地域での生活に移行するために、住居の確保や新生活の準備等について支援する。また、一人暮らしをしている障害者について、緊急時における連絡、相談等の支援を行う

② 基本事業

- ・ 地域移行支援
- ・ 地域定着支援

3 指定障害児相談支援（計画）

① 基本方針

障害児やその保護者が安心した生活が送れるよう、サービス利用に関する意向やその他の事情を勘案し、各関係機関や多職種間と連携を図りながら、個々の提供されるサービスを包括的に調整し、きめ細かく支援する。

② 基本事業

- ・ サービス利用支援
- ・ 継続サービス利用支援

4 地域生活支援事業（相談支援）

① 基本方針

障害者（児）及びその保護者又は介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供をする。
また、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した社会生活を営むことができるように支援する。

② 基本事業

- ・福祉サービスの利用の援助
- ・社会生活力を高めるための支援
- ・専門機関の紹介
- ・調整会議等への参加
- ・社会資源を活用するための支援
- ・権利擁護のために必要な援助
- ・その他の生活相談に対する助言・指導

5 災害時避難行動要支援対策

- ・災害時避難行動要支援者登録台帳申請書兼避難行動要支援者個別計画書の作成
- ・訪問等の機会を利用して、定期的な状況確認及び個別計画の更新
- ・ご利用者が参加する避難訓練及び調査等への支援活動に参加
- ・避難情報等災害に関する情報の伝達等の支援
- ・避難時における必要な支援

ご利用者個々のADL動作に応じた援助を行ない、プライバシー保護と安全に配慮した質の高い援助の提供を行う。また、衛生面にも配慮し、快適な環境づくりに努める。

⑤ 健康状態の把握

来所時の健康状態を確認し、ご利用者の健康状態の把握に努める。また、健康維持について常に気を遣い不安感を持っているご利用者に対し、看護師が助言等を行ない不安の緩和を図る。

⑥ 機能訓練

機能訓練指導員による個別機能訓練を取り入れ、機能訓練の強化を図るとともに、心身機能を維持できるようご利用者に合わせたレクリエーションの提供、歩行訓練、音楽活動を取り入れた訓練、手芸等による日常動作訓練を行う。

⑦ 通所介護計画の作成、実施

ご利用者、ご家族の合意の基に居宅介護サービス計画書に沿った通所介護計画を作成し、計画に沿った援助を行う。また、カンファレンスを行い定期的な見直しを行う。

⑧ 介護者への助言

ご家族の希望により、家庭での介護方法等について相談助言を行う。

3 個別対応

余暇活動、創作活動は個々の身体機能・心身機能に応じ、より生きがいにつながる内容を提供する。また、少人数又はご利用者ごとのレクリエーションについて、計画的な活動となるような取り組みを行う。

4 苦情処理窓口

苦情窓口受付職員を明確化し第三者委員と共に、ご利用者の苦情に対し誠実に速やかに対処できるよう努める。

5 介護予防・日常生活支援総合事業

ご利用者一人ひとりが住み慣れた地域で生活できるよう、地域包括支援センターと連携を図りながら介護予防・日常生活支援総合事業サービスを実施する。

6 共生型サービス（生活介護サービス）

地域で安定した生活を営む方に対し、適正な共生型サービスを提供することにより身体機能又は生活能力の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

7 事業所研修

研修内容	目 的
介護技術研修	介護の在り方の原点に戻り、基本に基づいた実践を通しての応用、個々の技術の評価を行い、技術の向上を目指す。
認知症ケア研修	疾患別の認知症ケアに関する知識を習得し、早期発見・進行予防に取り組み、専門性の高いケアの提供を目指す。
救急法・避難訓練	救急法を習得し、緊急時の対応・救命処置技術の向上を図る。
感染症研修	ノロウイルスやインフルエンザなどの感染症や食中毒への対応、まん延防止策について理解を深める。
倫理・法令遵守研修	高齢者虐待防止や法令順守について学び、ご利用者の尊厳を保つサービスを常に実践する。
介護予防研修	介護予防についての理解を深める。
事故予防研修	ヒヤリ・ハット報告の検証と事例検討を行い、事故発生時の対応について周知する。
権利擁護研修	プライバシーの保護、個人情報保護、身体拘束について理解を深め、ご利用者の権利を守るサービスを常に実践する。
食事形態研修	ご利用者個々の嗜好や、食事形態について再確認し、安全な食事の提供を行う。
災害時研修	非常災害時の対応について協議し、職員の連携を深める。
マニュアル研修	マニュアルの見直しを行い、最新の制度やご利用者の状況などに応じた内容に変更する。
B C P 訓練（災害・感染）	事業継続計画（B C P）に基づき、実践的訓練を行う。

8 各委員会

権利擁護・身体拘束廃止・虐待防止委員会、感染症対策委員会、危機管理・防災対策委員会、生産性向上業務改善委員会については法人単位で実施する。

昨年度は、ご利用者の入れ替わりが激しく、新規契約の年齢層の変化も見られました。特に90代の方の利用が増えた一方で身体機能の低下により通所が困難となり利用を控える方もいました。また、骨折等による長期入院が増加し、その影響で利用を中断せざるを得ないケースも見受けられました。このように、利用者の状況が多様化する中で、今後も幅広いニーズに対応できるサービスの提供が求められます。

さらに、要介護度の低いご利用者が増加する傾向にあるため、適切なプログラムの実施が必要です。そこで、ご利用者が無理なく参加できる活動を通じて、身体機能の維持・向上を図ることを目指します。加えて、施設内外での研修を充実させることで、職員のスキルアップの促進にも努めます。

一方で設備や備品の老朽化も進んでおり、定期的な点検と適切な修繕を行うことで、安全な環境を維持することに努めます。また、転倒予防や感染症対策の強化にも取り組むことでより安心して利用できる施設を目指します。

さらに地域との交流を深めるため、地域住民と連携し、行事やイベントへの積極的な参加を促進します。

以上の取り組みを通じて、今後の利用者一人ひとりに寄り添ったサービスの提供を心がけ、質の向上に努めていきます。

1 年間行事計画

- 4月 お花見弁当
- 8月 五社神社夏大祭 出店参加
- 9月 敬老週間・丸山地区自主防災訓練参加
- 12月 クリスマス会、年忘れ会・餅つき
- 1月 新年会
- 2月 豆まき

※上記の他、地元の保育所や小学生と交流を行う

- ・ご利用者の誕生日には手作りのカード

2 防災訓練

- ・火災や地震（年2回）、風水害・土砂災害を想定した避難訓練を実施する。
- ・年1回福祉避難所運営訓練を実施する。

3 環境整備

- ・敷地内の清掃・草刈・花壇の手入れ・木の剪定作業を行う。

デイサービスセンターさくら貝

令和6年12月現在、興津地区における介護認定者は140名おり、そのうち57名が要介護の状態にあります。しかし、施設入所や長期入院などの理由から実際にデイサービスを利用する方は限られているのが現状です。

そのためデイサービスの利用促進が重要な課題となっています。現在、週6日営業を行っていますが、曜日によってばらつきがあり、特に木曜日のご利用者が少ない傾向にあります。こうした状況を受け、木曜日を休業し週5日営業にサービス提供体制を変更して運営を行ってまいります。

そこで、ご利用者増加を目的とした施策を実施する予定です。まずは、地域の方々との交流を深めるため、さくら貝に足を運んでいただける機会を計画し参加を促進します。

また、地域の民生児童委員や地域の代表者・四万十町包括支援センターと連携し、高齢者が地域社会とのつながりを持ちやすい環境を整えます。これにより、社会的孤立の防止や介護予防の促進につなげていきます。

さらに、昨年度より実施している移動図書館など楽しみが持てる活動を充実させていきます。

最終的に地域の高齢者が住み慣れた場所で安心して暮らし続けられるよう、デイサービスの質の向上を目指してまいります。

1 年間行事計画

4月 お花見弁当

9月 敬老会 地域住民との交流会(歌謡ショー等)

12月 クリスマス会、忘年会、餅つき

1月 新年会

2月 豆まき

※上記の他、次の項目をその都度実施

- ・クッキング(昼食・おやつ)を毎月2回実施
- ・ご利用者の誕生日には手作りのカード、敬老の記念品をプレゼント
- ・保育園児や地域住民との交流、ボランティアの受け入れなど積極的に行う
- ・移動図書館(月1回)

2 運営推進会議

- ・年に2回、役場担当者、民生委員、地元の代表者、ご家族、ご利用者代表の出席のもと運営推進会議を開催する。

3 防災訓練

- ・火災避難訓練(年2回) 保育所と合同で実施
- ・風水害訓練(年1回) ・地震訓練(年3回)

4 環境整備

・保育所と連携しながら、清掃・草刈・花壇の手入れ・木の剪定作業などを行う。

5 その他

四万十町からの委託により『地域生活支援事業』を行う。

居宅介護支援事業所 りょくりん

担当件数は大きな変動なく推移していたが、3月から新規相談が増加している。また3月末で町内の居宅介護事業所1事業所が廃止となり、10人以上のご利用者を引き継ぎ担当することになったため、今年度は計画件数が大幅に増加する。昨年度より介護支援専門員一人当たりの受け持ち件数は、40件未満から45件未満に変更となったため、可能な限り対応していくが、ご利用者の満足度につながるよう調整が必要である。また、介護支援専門員を年度内に1名の増員を図り、特定事業所加算を算定することで安定した経営を目指す。それぞれのケースに応じて現状を正しく理解し、人生の最終章をどう過ごすか、早い段階でACP（人生会議）の視点をプランに汲み込みながら、ご利用者とご家族の気持ちの調整を行っていく。

四万十町災害時避難行動要支援対策として「災害時避難行動要支援者登録台帳」への登録希望のご利用者に対して個別計画書を作成する等、災害時における情報伝達や避難支援体制を図る取り組みに協力する。

1) 基本方針

ご利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、ご利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう、居宅介護支援の提供を行う。

関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、介護保険施設等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

2) 基本事業

- ① ケアプランの作成
- ② 介護保険の申請、更新申請の代行
- ③ 予防給付におけるケアマネジメント業務の実施（四万十町からの委託）

3) 災害時避難行動要支援対策

- ① 災害時避難行動要支援者登録台帳申請書兼避難行動要支援者個別計画書の作成
- ② 訪問等の機会を利用して、定期的な状況確認及び個別計画の更新
- ③ ご利用者が参加する避難訓練及び調査等への支援活動に参加
- ④ 避難情報等災害に関する情報の伝達等の支援
- ⑤ 避難時における必要な支援

4) 外部研修

- ・権利擁護や高齢者虐待に関する研修
- ・難病や認知症などの、病理や新しい治療方法に関する研修

5) 各委員会

権利擁護・身体拘束廃止・虐待防止委員会、感染症対策委員会、危機管理・防災対策委員会、生産性向上業務改善委員会については法人単位で実施する。

[在宅高齢者等への配食サービス事業]

四万十町から配食サービス事業委託を受け、在宅の調理困難な高齢者等に他の食関連サービスと調整を行いながら、必要な人に栄養バランスのとれた配食サービスを提供することにより、食事の面で安心した在宅生活が送れるように支援する。また、定期的な訪問による安否確認を目的としていることから、配達の際は必ず声掛けを行い、不在時には、事前に安否確認方法について申し合わせた事項を厳守し、必要な連絡を行うとともに、異常時には速やかに関係機関等へ通報を行うなどの確な対応を実施していく。

前年度から配食数は減少傾向となり、今年度は年間の平均食数を1日113食と見込んでいる。配達コストや厨房のキャパから1日平均120食となるよう、個別のニーズに対応し、在宅の各関係機関と情報交換を行い配食数の拡大に努める。

また、食材費・給食業務委託費の上昇や配達車両1台の入替えにより収支状況は厳しくなっているが、在宅福祉サービスの充実を図るためには欠かせないことから、四万十町とも連携しながら事業運営を行っていく。

1) 四万十町委託事業

＜四万十町配食サービス事業＞

要介護・障害の認定を受けている対象者

＜四万十町第1号生活支援事業に係る配食サービス事業＞

介護予防（要支援1・2及び事業対象者）の認定を受けている対象者

2) 配食サービス事業（独自）

個人契約による（全額自己負担者）配食サービス事業

3) 事業の目的

食事の確保が困難な高齢者等に対し、定期的な訪問による栄養バランスのとれた食事の提供と安否確認を行い、自立した生活を確保することを目的とする。

[地域における公益的な取組]

地域共生社会の実現を目指した地域づくりに取組むため、“明成会地域サポート隊”として「地域における公益的な取組」を実践していく。推進委員会において地域住民等から直接聴いた地域のニーズをもとに、活動計画を作成するとともに実施状況を報告し計画を見直しながら、さらに地域における公益的な取組みを推進、地域とのつながりを深めていく。

1 (地域の他機関とのネットワーク活動)

- ・六反地駅・施設周辺の環境美化活動（7月、10月）
- ・近隣の宅老所と連携し、職員の持つ福祉の専門性を活かした出前講座の実施
- ・地域と連携した災害対策（仁井田地区自主防災組織と連携した合同訓練、福祉避難所開設訓練）
- ・観光列車「時代の夜明けのものがたり」のおもてなし活動
- ・地元の小・中学生との交流や実習生の受け入れを通して、関係機関とのネットワークづくりの取組み

2 (福祉避難所の活用、地域との交流)

- ・四万十町認知症カフェ運営事業の継続（しまんとオレンジカフェ ほほえむ）月1回
- ・『オイコニア交流会』へ地域の住民に参加を呼びかけ交流事業を実施

3 (既存事業の利用料の減額・免除)

- ・介護保険事業における社会福祉法人による利用者負担軽減を実施